

2015年のILO総会について

上岡, 恵子 / Kamioka, Keiko

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

690

(開始ページ / Start Page)

2

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2016-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013105>

2015 年の ILO 総会について

上岡 恵子*



皆さま、こんにちは。ILO 駐日代表の上岡です。

ILO の総会の説明に入る前に、ILO についてご存じない方のために ILO の簡単な説明をさせていただきます。

皆さんはディーセント・ワークという言葉聞いたことがあるでしょうか。ディーセント・ワークとは、働きがいのある人間らしい仕事の事です。ILO は、世界の仕事における社会正義を実現するために、「全ての人にディーセント・ワークを」というスローガンを掲げて活動しています。

ILO は 1919 年、第一次世界大戦を終結するために結ばれましたベルサイユ条約によって、国際連合の前身である League of Nations（国際連盟）とともに設立されました。今から 4 年後の 2019 年には創立 100 周年を迎える最も古い国際機関であり、創設 50 周年記念にあたる 1969 年にはノーベル平和賞も受賞しています。

仕事に関する社会正義は、法律や基準を策定する「政府」、仕事を提供する「経営者」、仕事をする「労働者」の三者の協力と合意の下に実現されなければ、持続可能で地に足の着いたものにはなりません。このため ILO は加盟国の“政労使”で構成されています。

加盟国数は今次総会において、クック諸島の加盟が承認され 186 カ国になりました。日本は設立当初からの加盟国です。そして、日本の政府、労働者、使用者の代表が ILO の理事会の理事を務めております。本部はジュネーブにあり、世界の 54 カ国に地域事務所、国別事務所などがありまして、3000 人近くのスタッフがいます。そのほかに、世界の約 100 カ国で常時 800 近い技術協力プロジェクトが行われています。

ILO の主要な戦略目標は次の 4 つです。第 1 は「仕事の創出」。これは世界的にも最も重要とされており、G20 その他でも仕事の創出、特にディーセント・ワークの創出が必要であるということが認識されております。第 2 は「労働の場における人権の保障」。この中でも労働基本権の確保、強制労働の排除、児童労働や差別の撤廃を特に強調しております。第 3 は「社会的保護の拡充」。第 4 は「仕事における民主的参加と社会対話の推進」。つまり労使の円満な対話とパートナーシップを奨励しています。そして横断的にこれら 4 つの分野に共通する「ジェンダー平等」も重要で

* 上岡恵子（かみおか・けいこ） 国際労働機関（ILO）駐日事務所 駐日代表。米国ノースカロライナ州立大学にて会計学学士号取得。NPO、外資系銀行東京支店、米国公認会計士事務所ニューヨーク事務所を経て、1989 年より国連開発計画（UNDP）に入り、経営管理・財務関連部門のポストを歴任。1998 年 ILO 本部入局。財務会計部長、内部監査監督室室長、ILO アジア太平洋総局次長（管理運営担当）を経て、2012 年 4 月～2015 年 11 月まで現職。

す。これらの目標達成のために、ILO は国際労働基準の設定と適用、監視、技術協力を大きな柱として活動しています。

国際労働基準とは、全世界の労働者の権利を保障し、労働条件を改善するため、ILO が国際的な最低限度の労働基準として定めるものです。ILO の定める国際労働基準には、条約と勧告という 2 つの形式のものが 있습니다。条約は加盟国がこれを批准することによって、加盟国に対し規定された内容を国内で実施する義務を生じさせるものです。他方、勧告は批准を必要とせず、条約のような拘束力はありませんが、各国が法律や政策を策定する際の重要な指針として意味を持ちます。

そして ILO は国際労働基準の加盟国での適用状況につき、監視する仕組みを設けています。加盟国政府は自国での国際労働基準の適用状況について ILO に報告し、これを専門家で構成される委員会が検討します。さらに ILO 総会において、政労使の三者で構成される委員会が検討し、その結果が議長総括として ILO 総会で採択され、これに従い、加盟国は適用状況の改善に努めることとなります。

それでは今年の第 104 回総会の概要を説明させていただきます。

年に 1 回の国際労働総会は、政労使の代表たちによって、ILO の最高意思決定がなされる場所であり、ILO の国会のようなものです。毎年ジュネーブの本部で開かれており、今年の第 104 回総会は 6 月 1 日～13 日に開催され、約 4500 人の政労使の代表が集いました。

総会の冒頭では、ガイ・ライダー事務局長が「ILO 創設 100 周年イニシアチブ」と題した報告書を基に演説を行いました。演説では仕事の未来に関するハイレベル会合を設置して、報告書を作成し、創設 100 周年にあたる 2019 年の総会で議論し、宣言を採択すること。2019 年には全加盟国で関連行事を行うことなどが提案されました。総会ではこの事務局長報告を基に、各国の政労使代表により議論が行われ、各国の政労使からは異論も出ず、ガイ・ライダー事務局長からも、提案については支持を得られたとの認識が示されました。

今次の総会の主な議題は、次の 3 つでした。

第 1 に「中小企業とディーセントで生産的な雇用創出」という議題の下、一般討議が行われました。これは基準設定を目的とした議論ではありません。各国の経済成長や雇用に大きく貢献している中小企業について、実態や政策などについて報告がなされるとともに、雇用の質を改善し、生産性の高い雇用を創出するための方策について議論が行われました。その結果、複雑な規制の簡素化、金融へのアクセスを容易にする方法、ILO による中小企業政策に関する支援などを内容とする結論文が採択されました。この議題は本日のシンポジウムのテーマとなっており、これから実際に総会に参加された政労使の皆さまから報告をいただきます。

第 2 に「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行促進」という議題の下で、新たな国際基準の設定について討議が行われました。途上国を中心に、労働関係法令や社会保険の適用がない、あるいは不十分なものによる経済活動が拡大していることを踏まえ、フォーマル経済への移行促進に関する新たな勧告の策定について議論が行われました。その結果、フォーマル経済への移行促進のための雇用政策の実施、労働者の基本的権利の保護、労働関係法令や社会保険の適用範囲の拡大、労働監督の強化などを内容とする勧告が採択されました。

第 3 に、社会的保護の戦略目標についての議論です。これは 2008 年に採択された「公正なグ

ローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」に掲げる 4 つの柱についてフォローアップを行ったものです。グローバル化の進展、インフォーマル経済や非典型雇用の拡大などに対応した社会的保護の在り方について議論が行われました。その結果、最低賃金の適切な設定と適用、長時間労働の縮減、職場の暴力への対応、出産・育児期間の女性の保護、ILO による技術支援などを内容とする結論文書が採択されました。

以上の討議に加え、サイドイベントとして、「気候変動と仕事の世界」をテーマに、仕事の世界サミットが行われました。ここでは政労使ハイレベル・パネル討議に加え、2014 年のノーベル平和賞受賞者であるカイラシュ・サティアルティ氏、フランスのオランド大統領、パナマのロドリゲス大統領などの特別演説が行われました。

以上が第 104 回国際労働総会の概要となります。ありがとうございました。(拍手)